

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

転出

市民センターに〇のあるものは、
各市民センターでも受付しています。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	受付窓口 担当課	市民 センター	該当	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	転出先でのマイナンバーカードの 継続利用（住所変更）	（お持ちの方） ・マイナンバーカード	転出先の 市区町村			
	申請したマイナンバーカードを 受け取っていない方	転出先で再申請が必要です	※転出先の市区町村にご相談くださ い				
	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止に なります		市民課 （１Ｆ） 0968-43-1169			

※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です

保険 年金	国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退 ・資格確認書の返却	資格確認書	国保年金課 （１Ｆ） 0968-43-1527	○		
	→70 歳から 74 歳までの方	高齢受給者証の返却	国民健康保険証兼高齢受給者証				
	→修学のために転出する方	負担区分等証明書の受取（郵送の場 合有）※転出先へ提出してください	在学証明書				
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	転出先で引き続き山鹿市の資格確 認書を使う手続き	在園証明書				
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる 方	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 ※転出先へ提出してください					
	75 歳以上の方または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療資格確認書の返却	後期高齢者医療資格確認書				
	→熊本県外へ転出する方	負担区分等証明書の受取 （郵送の場合有） ※転出先へ提出してください					
高 齢	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定 証 ・特定疾病療養受療証など	長寿支援課 （１Ｆ） 0968-43-1180	○		
	海外へ出国する方	これからの年金についてのご相談 国民年金の資格喪失 国民年金の任意加入	※担当課へお問い合わせください				
	65 歳以上の方	介護保険証の返却	介護保険証				
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	※転出先でも山鹿市の介護保険証をそ のまま使ってください					
	要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取 ※転出先へ提出してください	介護保険証				
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	転出先にて各種手帳の住所変更を 行ってください		福祉課 （１Ｆ） 0968-43-0052	○		
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	山鹿市にて各種手帳の住所変更を行っ てください	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳				
	重度心身障がい者の医療費受給資格を お持ちの方	・受給者資格変更届 または喪失届	重度心身障害者医療費受給者証 （交付されている方）				
	福祉サービス受給者証をお持ちの方	福祉サービス受給者証の返還	福祉サービス受給者証				
こども	小学生・中学生のお子さんがいる方	転校手続き	※学校から、「在学証明書」と「教科 用図書給与証明書」を受領し、転出 先の学校へ提出してください	※これまで通 っていた学校			
	児童手当を受給している方 （0 歳～高校生年代）	児童手当資格消滅 ※受給者が公務員の場合は勤務先 にお問い合わせください	※特に手続きは必要ありません ※転出先での申請遅れに注意してく ださい	子ども課 （１Ｆ） 0968-43-1514	○		
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 （0 歳～高校生年代）	子ども医療費助成の受給者資格変 更または喪失	子ども医療費受給者証 ※転出日の前日限りで使用できませ んのでご注意ください				
	保育園に入園しているお子さん がいる方	退園手続き					
	ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の転出届 ひとり親家庭等医療費助成の資格 喪失届	※担当課へご相談ください		○		
	妊娠中の方	山鹿市の妊婦健康診査等受診票は 使えなくなりますので、転出先で手 続きしてください	※転出先の市区町村で手続きして ください	健康推進課 （健康福祉センター） 0968-43-0050			
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※担当課へご相談ください	福祉課 （１Ｆ） 0968-43-0052	○		
	上記の各種制度を転出先で申請する方	所得課税証明書の取得 ※転出先の市区町村で各種手続きの際、 「所得課税証明書」を提出してください	本人確認書類（免許証など）	市民課 （１Ｆ） 0968-43-1169	○		

税・料金	上下水道を使用する方または使用をやめる方 世帯員の増減がある方	使用開始・中止・変更の届出	※右記へお問い合わせください	水道局お客様 サービスセンター (山鹿市古閑 77) 0968-43-1161	○	
	原付バイク・小型特殊を所有している方	廃車申告（軽自動車税）	※担当課へご相談ください	市民課 (1 F) 0968-43-1169		
	軽自動車を所有している方	※軽自動車協会へご相談ください		軽自動車協会 050-3816-1758		
	125 cc超のオートバイを所有している方	※熊本運輸支局へご相談ください		熊本運輸支局 050-5540-2086		
	山鹿市に土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談	※担当課へご相談ください	税務課 (1 F) 0968-43-1120	○	
	海外に転出される方					
	山鹿市に納める税金・保険料などに未納がある場合	納付相談				

その他	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き	※お客様の状況により手続き場所が 異なります まずはお電話でご確認ください	都市整備課 (2 F) 0968-43-1591		
	市営墓地を利用中の方	利用許可証変更手続き	※担当課へご相談ください	環境課 (環境センター) 0968-43-7211		
	ごみの処分が必要な方	自己搬入の申し込み	※搬入前に事前電話確認を行ってくだ さい。 ※搬入時は手数料が必要です			

 **山鹿市役所**

本庁
〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿 987 番地 3

鹿北市民センター
〒861-0692 熊本県山鹿市鹿北町四丁 1612 番地

菊鹿市民センター
〒861-0406 熊本県山鹿市菊鹿町下内田 713 番地

鹿本市民センター
〒861-0392 熊本県山鹿市鹿本町来民 686 番地 1

鹿央市民センター
〒861-0565 熊本県山鹿市鹿央町合里 158 番地 1

受付時間

あさ **9 時 0 0 分** ～ 夕方 **4 時 0 0 分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

各市民センターでも各種手続きができますが、一部受付していないものもあります。
内側の表でご確認ください。

オンライン申請はこちら





手続きチェックシート

転出

他の市町村へ引越しされる方へ

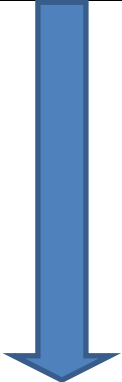
転出届

- 転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です。
※届出は、転出予定日の 1 4 日前から手続きが可能です。
転出するまでに届出ができなかった場合は、転出後 1 4 日以内に届出てください。
※マイナンバーカードをお持ちの方は、来庁せずにマイナポータルからの手続きが出来ます。

《届出に必要なもの》

- 国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」

住み始めてから **14 日以内**に、
「転出証明書（またはマイナンバーカード）」を持参して新しい
住所地の市区町村役場で転入届をしてください



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1 点で
本人確認
できるもの


運転免許証


マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2 点が必要なもの

- ・資格認定書
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。